

備えの種をまこう。

安心経営のためのサポート

園芸施設共済



必ず起こる想定で備えを！

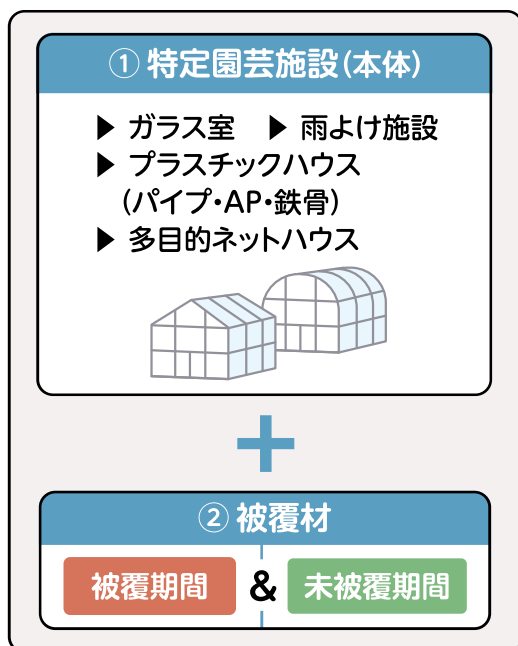
NOSAI の園芸施設共済

近年多発する局地的な自然災害に備えて、補償を拡充しました。

園芸施設共済では、台風などの風水害をはじめ、様々な自然災害を補償対象とすることにより、安心経営のお手伝いをさせていただいております。

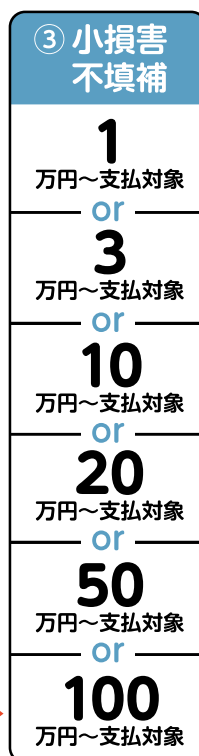
加入できるもの

【主契約】



損害額が、選択した小損害不填補の金額を超える場合に、支払対象になります。

【いずれかを選択】



【オプション】



- ① 加入に際して、特定園芸施設は必ず加入が必要です。 ② 加入申し込み時に「被覆期間・未被覆期間」の申し出をしてください。
③ 支払対象とする「小損害不填補の金額(支払対象となる金額)」の選択をします。
④ オプションとして、附帯施設、施設内農作物、撤去費用、復旧費用を付加できます。

- ⑤ 園芸施設共済の施設内農作物では、自然災害及び病虫害による損害のみが支払対象です。
園芸施設共済で補償対象とならない農作物の損害・収入の減少については「収入保険」を選択ください。

- 施設内農作物の加入は、自然災害と病虫害を対象にした「一般方式」と、自然災害のみを対象とした「病虫害事故除外方式」の2つから選択できます。収入保険加入者はご加入できません。
○ 所有又は管理をしている施設全ての棟をご加入ください。一部の棟のみの加入はできません。

補償される期間(共済責任期間)

掛金が払い込まれた日の翌日から1年間です。

ただし、共済責任期間の始期又は終期を統一する場合又は施設本体が解体予定となっているなどの理由で設置期間が周年でない場合は、短期の加入ができます。

※継続加入の場合において、従前の共済責任期間の終了日の1ヵ月前から終了日の前日までの間に共済掛金の払込みを受けたときは、当該共済責任期間終了日の翌日から責任を開始します。

共済金の支払対象となる被害



※施設内農作物の一般方式に加入の場合

附帯施設一覧

- ・附帯施設にご加入いただく場合は、全ての棟、全ての附帯施設が対象となります。
- ・個別に選択してのご加入はできませんので、お申込みの際は全ての附帯施設についてご申告ください。

温湿度調節装置 温風暖房機、温水暖房機、 蒸気ボイラー、冷房機	換気施設 換気扇、開閉装置、 給排気シャッター、 くるくる、 谷自動開閉装置	照明施設 しゃ光施設 カーテン装置	発電施設 病害虫等防除施設 肥料調製散布施設 養液栽培施設	運搬施設 栽培棚 支持物
かん水施設	排水施設	炭酸ガス発生装置	自動制御施設	

共済金額(補償金額)

！ 共済金額は1棟ごとに算定されます。



※1 特定園芸施設(附帯施設)の時価額 = 特定園芸施設の再建築価額(附帯施設の再取得価額) × 時価現有率

※2 生産費に相当する金額 施設の再建築価額 × 別に定める「施設内農作物算定率」

7ページ「耐用年数及び時価現有率表」参照

※3 m当たり撤去費用額(ガラス室 1,200円、パイプハウス 290円、鉄骨ハウス 880円) × 設置面積

※4 ①、②に適用

共済掛金

① 特定園芸施設の
共済金額

② 附帯施設の
共済金額

③ 施設内農作物の
共済金額

④ 撤去費用の
共済金額

⑤ 復旧費用の
共済金額

①～⑤
それぞれの
共済金額

×

被覆共済掛金率

×

被覆期間割合
(被覆月数/12カ月)

×

未被覆共済掛金率

×

未被覆期間割合
(未被覆月数/12カ月)

=

共済掛金

①+②+③+④+⑤
(それぞれの共済掛金の合計)

共済掛金

農家負担掛金は課税対象所得額から
控除されます。

掛金は国が
5割負担します

※「危険段階別共済掛金率」設定イメージ

- 全ての施設区分で危険段階が設定され、施設区分ごとに41段階になります。
- 掛金は1年ごとに見直しになります。
- 自動車保険のように、支払いがなければ掛金負担が軽減されます。
- 施設区分ごとに適用される危険段階区分は、直近20年間の加重平均損害率(直近年のウェイトを高めた各年の※損害率の加重平均)により毎年判定されます。

※損害率 = 共済金 / 標準共済掛金



😊 被害：多
 😊 被害：やや多
 😊 被害：中
 😊 被害：少
 😊 被害：無

危険段階	個人料率
20	😊
19	😊
4	😊
3	😊
2	😊
1	😊
0(基準)	新規加入者を含む
-1	😊
-2	😊
-3	😊
-4	😊
-19	😊
-20	😊😊

共済掛金等割引パッケージ!

生産者部会等ごとに集団加入による
掛金割引を適用します

◆ 集団加入による共済掛金の割引措置



割引率:5%

- ① 生産者部会等において園芸施設共済等へ加入する旨を取り決めます。
- ② 生産者部会等とNOSAIにおいて園芸施設共済の一斉加入の協定を締結します。
- ③ 一斉加入受付前より加入率が増加し、加入割合が8割を超えることが条件となります。

◆ 一斉加入受付による事務費賦課金の割引措置

上記の条件を満たした部会等(団体)の加入者の事務費賦課金を割引します。

- ① 10人以上の構成員が一斉加入受付を行った場合
- ② 5人以上10人未満の構成員が一斉加入受付を行った場合



割引率:20%



割引率:10%

◆ 補強した特定園芸施設の共済掛金の割引措置



割引率:15%

プラスチックハウスⅡ類(パイプハウス)のうち、主要骨材のパイプの太さが
φ31.8mm以上の施設等の共済掛金を割り引きます。

共済金

◆ 小損害不填補の基準金額の選択

加入申し込み時に支払対象となる金額を下記のいずれかから選択していただきます。

- ① 3万円または共済価額の5%超の被害 ※ パイプハウスの場合の全国平均(施設区分により掛金率が異なります)
- ② 10万円超の被害から支払対象 → *約50% 掛金負担が軽減します
- ③ 20万円超の被害から支払対象 → *約70% 掛金負担が軽減します
- ④ 50万円超の被害から支払対象 → *約90% 掛金負担が軽減します
- ⑤ 100万円超の被害から支払対象 → *約97% 掛金負担が軽減します

損害額
(共済価額×損害割合)



付保割合
(補償割合)



共済金

オススメ!

「3万円又は共済価額の5%」を選択した場合は、
1万円の損害から支払われる特約を付帯できます。

◆ 撤去費用共済金の支払い基準

- ① 撤去にかかった費用(実費)が100万円を超える場合
- ② 施設本体の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超える場合
- ③ 実費確認のため処理業者等の請求書または領収書等が必要です。

撤去費用の
価額



施設本体の
損害割合



付保割合
(補償割合)



共済金

※②の基準を超えても実費が生じない場合は支払対象となりません。
※撤去費用の実費が上記の金額を下回った場合は実費を損害額とします。
※請求書等の提出は、事故発生日から1年以内に提出してください。

◆ 復旧費用共済金の支払い基準

- ① 復旧費用は、共済事故で損害を受けた施設(被覆材を除く)及び附帯施設の修理、再建に要する費用の一部です。
- ② 実費確認のため設置業者等の請求書等が必要です。
- ③ 自力復旧した場合は、材料費等の請求書等の額に加え、労務費相当額100円/㎡を加算して支払います。(近隣農業者と共同で復旧作業を行った場合も含みます)

復旧費用の
価額



施設本体・
附帯施設の
損害割合



付保割合
(補償割合)



共済金

※施設本体に被害が発生しても実費が生じない場合は支払対象となりません。
※「復旧作業に支払った請求書等の金額-本体の被害額」と、上記損害額のいずれか少ない額が損害額となります。
※請求書等の提出は、事故発生日から1年以内に提出してください。

特約付帯による補償拡充のご案内

① 復旧費用特約

復旧費用特約は、耐用年数経過前と同様に、補償の上限を再建築価額の80%まで引き上げる特約です。

- 特約の掛金は、全額農業者負担（国庫負担なし）
- 特約の選択は、棟ごと
- 特約の対象となる共済目的は、本体と附帯施設

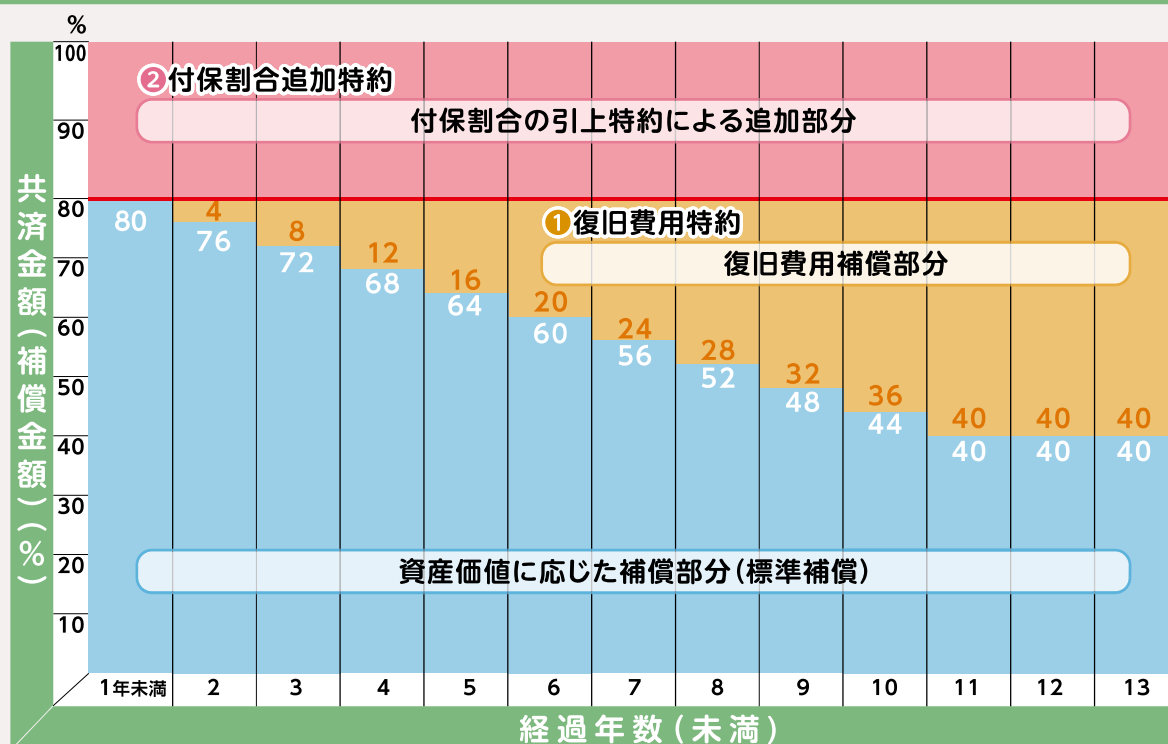
② 付保割合追加特約

付保割合80%を最大100%まで引き上げる特約です。
(共済価額の10%又は20%の補償を上乗せする特約)

- 特約の掛金は、全額農業者負担（国庫負担なし）
- 特約の選択は、棟ごと
- 施設内農作物は、特約の対象外

付保割合追加特約・復旧費用特約による補償のイメージ

<例：プラスチックハウスⅡ類（パイプハウス）>



特約付帯による共済金支払いイメージ

例：大雪でハウスが全損した場合（経過年数10年以上 再建築価額100万円 本体部分のお支払い）

◆ 標準補償（付保割合80%・特約なし）

標準補償
40万円

=

共済金の合計
40万円

耐用年数経過により補償の上限が40%まで減少



◆ 復旧費用特約で補償の上限を引き上げ

標準補償
40万円

+

①復旧費用特約
40万円

=

共済金の合計
80万円

耐用年数経過後でも再建築価額の80%まで補償

大災害は
いつ、どこで起こるか
分かりません。
特約の付帯で補償を
充実し、農家経営を
守りましょう。

◆ 付保割合追加特約で補償の上限をさらに引き上げ

標準補償
40万円

+

①復旧費用特約
40万円

+

②付保割合追加特約
20万円

=

共済金の合計
100万円

補償の割合を100%まで引き上げ、再建築価額まで補償

補償額と掛金例

- ・加入は1年間（1年間被覆した場合）
- ・施設面積 5m×50m=250㎡（単棟）
- ・危険段階は0（新規加入の場合と同等）
- ・補償割合 80%
- ・被覆材 一般農PO 0.1mm（新品価格）
- ・附帯施設及び内作物は無し

○「復旧費用特約」に加入する場合は新築時共済金額 ※ まで補償が増加します。

○「復旧費用特約」、「付保割合追加特約」に加入の場合は共済価格 ★ まで補償が増加します。

種類	設置 年数	共済価額 (本体+被覆材)	共済金額 (補償金額)	共済 掛金等	特約加入の場合					
					小損害 1万円	撤去費用	復旧費用	計①	付保割合追加 (20%追加)	計②
パイプ ハウス	新築	★ 千円 1,190	千円 952	円 11,410	円 152	円 36	円 -	円 11,598	円 4,885	円 16,483
	5年	962	769	9,558	123	36	1,217	10,934	4,256	15,190
	15年	733	587	7,707	93	36	2,434	10,270	3,627	13,897
AP ハウス	新築	★ 2,044	1,635	10,868	294	57	-	11,219	4,660	15,879
	5年	1,691	1,353	9,296	243	57	696	10,292	4,034	14,326
	15年	1,163	930	6,938	167	57	1,740	8,902	3,097	11,999
鉄骨 ハウス	新築	★ 4,230	3,384	12,970	372	10	-	13,352	5,707	19,059
	5年	3,442	2,754	10,880	302	10	1,411	12,603	4,997	17,600
	15年	2,260	1,808	7,746	198	10	3,529	11,483	3,932	15,415

※ハウス建設時の見積があれば、実際の建築費で加入いただくこともできます。

特定園芸施設等の耐用年数及び時価現有率表

特定 園芸施設 の区分	主要骨材等	耐用 年数	経過年数と時価現有率(%) ※耐用年数を超えた場合の時価現有率は50%にとどめます。																	
			0	1 年以上	2 年以上	3 年以上	4 年以上	5 年以上	6 年以上	7 年以上	8 年以上	9 年以上	10 年以上	11 年以上	12 年以上	13 年以上	14 年以上			
ガラス室	I類(木造)	5年	100	90	80	70	60	50												
	II類(鉄骨)	14年	100	96	92	88	84	80	76	72	68	65	62	59	56	53	50			
プラス チック ハウス	I類(木竹)	5年	100	90	80	70	60	50												
	II類(パイプ)	10年	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50							
	III類(簡易鉄骨・AP)	14年	100	96	92	88	84	80	76	72	68	65	62	59	56	53	50			
	IV類甲(鉄骨・軟質フィルム) IV類乙(鉄骨・硬質フィルム)	14年	100	96	92	88	84	80	76	72	68	65	62	59	56	53	50			
	V類(鉄骨・合成樹脂板)	14年	100	96	92	88	84	80	76	72	68	65	62	59	56	53	50			
	VI類(雨よけ等)		上記、主要骨材に準ずる耐用年数及び時価現有率を適用します。																	
	VII類(多目的ネットハウス)	14年	100	96	92	88	84	80	76	72	68	65	62	59	56	53	50			
附帯施設		7年	100	93	86	79	72	65	58	50										

被覆材の被覆経過割合及び自然消耗割合について

○被覆材には、使用年数に応じて「被覆経過割合」が適用されます。

経過年数	被覆経過割合	
	一般軟質フィルム (一般農ビ・PO)	耐久性軟質フィルム (耐久農PO)
1年未満	100%	100%
1年以上～2年未満	50%	71%
2年以上～3年未満	25%	50%
3年以上～4年未満		35%
4年以上		25%

※被覆経過割合は、上記に加え、硬質フィルムや合成樹脂板などにも適用されます。

○責任開始日から月を経過するごとに「自然消耗割合」が適用されます。

※被覆経過割合が最低となった場合、自然消耗割合は適用されません。

経過月数	自然消耗割合	
	一般軟質フィルム (一般農ビ・PO)	耐久性軟質フィルム (耐久農PO)
責任開始日～3ヵ月間	0%	0%
4ヵ月～6ヵ月	12%	
7ヵ月～9ヵ月	25%	14%
10ヵ月～12ヵ月	37%	

※自然消耗割合は上記に加え、一般硬質フィルムなどにも適用されます。

園芸施設共済と収入保険であらゆるリスクに備えましょう！

セット加入であなたの農家経営をサポート！



園芸施設共済

施設本体・附帯施設を補償



- 自然災害で農業用ハウスや附帯施設に被害が発生した場合に補償します。
- 施設を所有又は管理する農業者が対象です。
- 収入保険とセットで加入する場合は、施設内農作物は収入保険での加入となります。



収入保険

収入の減少を補償



- 自然災害や価格低下などで、農産物の販売収入が減少した場合に補償します。
- 複数品目生産している場合は、全ての品目をまとめて加入します。
- 『青色申告』をしている農業者が対象です。

こんな時は共済金は支払われません。

- 1 共済目的の性質もしくは欠陥、または自然消耗によって生じた損害
- 2 故意または重大な過失によって生じた損害
- 3 盗難またはいたずらによる損害
- 4 損害額が3万円または共済価額の5%に満たない損害
ただし、小損害不填補の基準金額(1万円,10万円,20万円,50万円,100万円)を選択した場合は基準金額に満たない損害
- 5 生理障害、薬害、連作障害、高低温障害、要素欠乏
- 6 育苗中の農作物の被害
- 7 ボイラーや換気扇、カーテン装置などの附帯施設の故障
- 8 附帯施設に加入が無い場合における附帯施設の損害
- 9 通常すべき管理、損害防止の義務を怠った場合(収穫放置・放棄を含む)
- 10 事故発生の通知を怠った場合や不実の通知をした場合
- 11 被害状況の確認ができない場合

被害が発生した場合は、すぐに NOSAI へご通知ください。

被害発生の通知がない場合や、遅れた場合には共済金の一部または全部について支払いできない場合があります。

NOSAIの被害確認が終了する前にビニールや本体の一部(パイプ等)を取り替えた場合、被害の確認ができるように、破損した資材は必ず圃場に残しておいてください。



安心のネットワーク

NOSAI お申し込み・ご相談は、各支所へお問い合わせください。

東 部 支 所 ☎0879-43-4121
高 松 支 所 ☎087-888-1146
0120-58-1148

小豆出張所 ☎0879-62-0694
中 讃 支 所 ☎0877-35-7735

三 豊 支 所 ☎0875-25-2482
0120-031-304

香川県農業共済組合 本所 高松市三名町東原5番地6 ☎087-888-2121 FAX 087-888-3031